

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年6月14日開催 生命保険協会]

1. 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議について

- 損害保険業界で発生した自動車保険における保険金不正請求及び保険料等の調整行為に関する一連の行政対応の中で、不適切行為を誘引する構造的課題や、適切な競争を阻害する要因があることが認められたところ、3月から6月にかけて、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現に向けた必要な取組みについて、幅広く議論を行った。
- これまでのところ、計4回会議を実施しており、生保業界に関連するものとして、メンバーからは、例えば、
 - ・大規模乗合代理店への実効的な指導・監督を行うための仕組みを設けるべき
 - ・金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律における顧客等に対する誠実義務の趣旨も踏まえ、適切な比較推奨販売を行うよう求めるべき等の意見が示されている。
- 本有識者会議の報告書については、6月中の公表を予定しており、金融庁としても、本報告書の内容を踏まえ、制度や監督のあり方の見直しを実施していくところ、貴協会及び会員各社におかれても、引き続きご協力いただきたい。

2. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 5月29日、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の2025年度からの導入に向け、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」を公表した。
- 金融庁では、新規制について、2020年6月の有識者会議の報告書公表以降、毎年その検討状況等を公表してきた。今般公表した資料は、2023年6月に公

表した検討状況で残された論点について、その方向性を示したものである。

- 具体的には、
 - ・経済価値ベースのソルベンシー比率を計算する際の標準モデルに関して、株式リスクの評価方法や海外子会社に係る統合手法
 - ・監督措置に関しては、その枠組みや区分命令に応じたソルベンシー比率の水準及び回復期間等に関する検討結果を示している。
- 新規制導入に向けた法令等の改正案等については、2024年秋頃を目途にパブリック・コメントに付す予定であり、引き続き、2025年度の導入に向け着実に準備・検討を進めていく。各保険会社においては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げますとともに、必要な態勢整備を着実に進めていただきたい。

3. 契約者配当について

- 有配当契約については、契約者配当による保険料の事後精算の後に実質的な保険料が決まるため、契約者配当は保険契約者の最善の利益の観点から重要である。
- 相互会社においては、このような契約者配当について、総代会等において保険契約者と相互会社との間で活発な対話が行われ、適切なガバナンス機能が発揮されることが期待される。
- 2023事務年度は、保険契約者と相互会社の活発な対話に資する観点から、契約者配当に係る情報提供のあり方等を中心に、相互会社の皆様と対話を実施したところ、
 - ・多くの相互会社において配当性向や配当還元割合に係る情報提供が行われており、一部の社では配当性向等に関して契約者との間で質疑応答が行われる事例
 - ・またさらに一部の社では配当性向等を引上げ、契約者配当を充実させようとする動きが見られた。
- このような取組を通じた保険契約者と相互会社の対話の充実、ひいては相

互会社のガバナンスの強化が重要であり、引き続き契約者配当に関する簡潔明瞭かつ丁寧な情報提供に努めていただきたい。

4. 代理店ヒアリングについて

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営の取組み、公的保険制度を踏まえた保険募集、貴協会が運営する代理店業務品質評価運営への取組み等をヒアリング項目として、金融庁ウェブサイトの「金融事業者リスト」に掲載された先を中心に、86 の保険代理店へのヒアリングを実施した。
- 生命保険の販売については、ほとんどの代理店において公的保険制度を踏まえた保険募集の必要性を認識しており、必要保障額を算出した上で適切なプランを提案し、過度な提案を避けることで顧客からの信頼を得られているといった回答も見られた。
- また、貴協会の業務品質評価運営における評価基準を基に、意向把握シート¹の全面改訂を行うなど、自社の業務品質向上のために活用している等の前向きな意見が多数確認された。
- 保険代理店チャンネルは、営業職員チャンネルに並ぶ主力チャンネルに成長しているところ、その重要性はますます高まっている。保険代理店からはヒアリングを通じて自らの課題を認識したという声もあり、保険代理店の業務品質を底上げする観点からも、引き続き各財務局と連携し、継続的な実態把握を進めてまいりたい。
- 各社においては、引き続き、保険代理店の業務品質向上に向けた支援をお願いしたい。

5. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請け企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下

請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。

- 既に宣言していただいている保険会社においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新や実行を、まだ宣言されていない保険会社においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。

6. 各金融機関の関連会社における計算書類の公告について

- 株式会社は、小規模なものも含め、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告しなければならない旨、会社法第440条において規定されているところであり、金融機関の関連会社も、株式会社であればこの規定の対象となっている。
- 各金融機関において、これら計算書類の公告等について適切に対応していただいているものと考えているが、企業集団・グループの業務の執行が法令に適合することを確保する観点からも、各金融機関の関連会社においても、計算書類の公告が適切に行われているかどうか、今一度確認をお願いしたい。

7. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関（JBATA）は、3月6日にユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議の結果を公表し、JBATA が算出・公表する金利指標のうち、ユーロ円 TIBOR の全テナー（1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物）を2024年12月末で恒久的に公表停止することを決定した。
- 金融庁としては、これまで、ユーロ円 TIBOR 参照契約へのフォールバック条項の導入に向けた取組が進められることを期待する旨のアナウンスや、遅くとも2024年6月末までにユーロ円 TIBOR を参照する商品の新規取引を停止することを推奨する旨のアナウンスを行ってきた。
- また、今般の JBATA の決定を受けて、金融庁においても、ユーロ円 TIBOR の秩序ある公表停止に向けて市場参加者による適切な移行対応が進められ

ることを期待する旨のアナウンスを行ったところ。

- ユーロ円 TIBOR 参照契約を有する保険会社においては、これまでの金融庁のアナウンス内容も踏まえながら、時間軸を意識した移行対応をしっかりと進めていただきたい。

8. 高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて

- 高齢者等に対して身元保証や日常生活支援等のサービスを行う事業者（高齢者等終身サポート事業者）の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるようにするため、2024年6月11日、政府において、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインが策定された。
- 同事業の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、本ガイドラインにおいては、遵守すべき法律上の規定や留意すべき事項などについて整理されているところ、当該事業に係る保険会社等におかれては、ご参考にしていただければ幸いである。

9. 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム 中間取りまとめ 「男女間賃金格差の解消に向けた職場環境の変革」について

- 2024年6月5日、政府の女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームにおいて、各業態の男女の賃金格差に関する現状や課題が分析され、中間取りまとめが公表された。
- 本取りまとめの中で、金融業・保険業を含めた5産業が業界平均と比較して男女の賃金格差が特に大きいことが指摘されており、男女間賃金格差解消に向けたアクションプランを、業界において、2024年内に策定に着手し、できるだけ早期に公表することが要請された。
- 今後、金融庁から貴協会に対して別途相談するので、アクションプラン策定に向けた協力をお願いしたい。

10. 5月G7財務トラックの成果物について

○ 5月23日から25日にかけて、イタリアのストレーザにおいてG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された声明における金融関連の主なポイントを紹介したい。

- ・まず、金融システムの安定や規制上の論点に引き続き焦点を当てる必要性が再確認された。
- ・また、ノンバンク金融仲介（NBFIs）に関して、同セクターの強靱性を強化するための金融安定理事会（FSB）の作業を強く支持している。具体的には、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告を、証券監督者国際機構（IOSCO）のガイダンスとあわせて実施することにコミットするとともに、レバレッジのモニタリング等にあたって必要となるデータの収集に関する取組を奨励している。
- ・サイバーセキュリティに関しては、金融セクターにおけるサイバーの強靱性強化に引き続きコミットする旨が示された。加えて、G7サイバー専門家グループ（G7 CEG）が2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことを歓迎するとともに、G7 CEGに対し、サイバー脅威への備えや対応能力を向上するための作業をさらに推進することを求めた。
- ・暗号資産に関しては、金融活動作業部会（FATF）の取組として、FATF基準のグローバルな実施を加速するための作業に加えて、DeFiやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。FATF基準の実施に関しては、2024年3月に公表された実施状況一覧表を支持している。また、2023年5月のG7新潟声明で、G7は、FSB勧告等に整合的な形で実効的な規制監督上の枠組を実施するとコミットしたが、今回のG7ストレーザ声明で当該コミットメントを再確認した。
- ・最後に、2023年日本議長下で優先事項として取り上げた、自然災害に関する補償（プロテクション）ギャップの論点についても議論を継続している。幅広い分野で官民含む関係者の協働が必要な観点も含め、政府の取組を支えるものとして、自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組が歓迎されている。この枠組みはOECD及び保険監督者国際機構（IAIS）と共にG7で策定された。

- （クロスボーダー送金や移行計画といったその他の論点についても、声明に盛り込まれているため、関心に応じて資料を参照していただくと幸い。）
- （今後は、今月13～15日にイタリア・プーリアにてG7首脳会議が開催される予定。）引き続き、各社の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献していく。

11. IMF 金融セクター評価プログラム（FSAP）について

- 2023年4月～2024年5月にかけて、IMFの金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program：FSAP）に基づく対日審査が行われ、IMFによる報告書が5月14日に公表された。
- IMFは、FSAPを通じ、加盟国の金融セクターの安定性を評価しており、日本を含む主要国は5年に一度審査を受ける（前回の対日審査は2017年に実施）。本プログラムでは、システミック・リスクや金融規制・監督の枠組み等について、包括的かつ深度ある評価がなされる。
- 報告書においてIMFは、日本の金融システムは最近の一連のショックに対して強靱であり、金融規制・監督の枠組みは2017年の前回評価時から顕著に進展したなど、日本の金融システムの現状を高く評価している。
- 他方で、システミック・リスク分析等を踏まえて一部脆弱性が指摘されているほか、日本の金融規制・監督に関する更なる改善点について提言があった。
- 今回の審査にあたっては、金融機関の皆様にもデータ提供やヒアリング等協力いただいた。金融庁としては、IMFの提言内容も参考にしつつ、金融システムの強靱性を確保するための努力を継続していく。

12. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

- NGFS（Network for Greening the Financial System）シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。

- NGFS では、2020 年 6 月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023 年 11 月には、第四版として、世界全体で 2050 年に GHG 排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ（Net Zero 2050）を含む 7 つのシナリオを公表している。
- 金融庁では、2021 年度より、気候変動関連リスクに係る NGFS シナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。
- 2023 年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格（シャドウプライス）の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。
- 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFS シナリオの活用方法を検討している。
- 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

13. 顧客本位の業務運営の確保

- 2023 事務年度は、顧客本位の業務運営に関する原則を踏まえ、外貨建一時払保険、仕組預金を中心に個別のリスク性金融商品に係るプロダクトガバナンス態勢や販売・管理態勢などのモニタリングを行った。
- 当該モニタリングで認められた、販売会社等において共通するとも考えられる課題（注 1）等を、「リスク性金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」で記載予定である。（7 月 5 日公表）

（注 1）「外貨建一時払保険（特に運用型）」について、モニタリングで認められた課題

事例等について

①プロダクトガバナンス態勢について

商品性（リスク・リターンの合理性等）に係る検証が十分に行われないうまま、実質的な議論を行うことなく、販売会社が商品を導入していた事例が見られた。

組成会社である保険会社と販売会社間で連携を進め、商品性の検証を行った上、リスク性金融商品の導入が判断されるとともに、導入後においても販売実績等を踏まえた商品性の継続的な検証が行われることが重要と考えている。

②販売・管理態勢について

販売会社におかれては、以下の事例も踏まえ、必要に応じて組成会社と連携し、顧客属性やニーズ等を把握した上で、当該顧客にふさわしい金融商品を販売するとともに、商品販売後のフォローアップにも努めていただきたい。

○為替や金利リスクを理解できていない可能性のある顧客や安定的な運用を希望するリスク許容度が低いと考えられる顧客に、外貨建一時払保険を販売している事例が見られた。

○目標値に到達したターゲット型保険の多くが解約され、当該解約後、同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（※1）が発生していた事例が見られた。

（※1）乗換販売は、販売手数料等が二重に発生することを考慮すると、必ずしも顧客にとって経済合理性があるとは言えないと考えられる。

○ このほか、2023 事務年度は、「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」（注2）も併せて公表する予定である。

（注2） 数年に一度実施しており、今回で3回目（前回は2021年6月公表）

○ 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んで頂きたい。併せて、会員会社において、協会の「市場リスクを有する生命保険の募集等に関するガイドライン」等（2024年4月改正）に沿った対応とともに、顧客本位の業務運営の一層の定着・底上げが図られるよう、引き続き、業界全体で取り組んで頂くことを期待している。

14. マネロン等対策に係る当面の対応について

○ マネロン等対策については、2024年3月末を期限として、ガイドラインに基づく

態勢整備をお願いしてきたところ、皆様のご尽力に改めて感謝申し上げます。

- 各金融機関においては、自社で整備し運用を開始しているマネロン等リスク管理態勢の有効性を検証し、必要な改善を繰り返しながら管理態勢を維持・高度化していく必要がある。
- 経営陣におかれては、3月末までに整備いただいた管理態勢をスタート地点と捉え、リーダーシップを発揮して、管理態勢の有効性を高める取組を継続的に行っていたいただきたい。
- 金融庁としても、有効性検証に関して、取組事例等の共有や、皆様方の参考となるような一定の目線・考え方を整理できないか検討を進めてまいりたい。

15. 次回のサイバーセキュリティセルフアセスメント(CSSA)について

- 2022 事務年度から実施している「サイバーセキュリティに関する自己点検票」に基づく自己評価(サイバーセキュリティセルフアセスメント:CSSA)の取組み[※]については、2024 事務年度の実施に向けて準備中であり、6月下旬目途に、協会を通じて、各金融機関に自己評価の実施を依頼する予定である。

※ 2023 事務年度分の結果は、4月に金融庁のホームページにおいて公表した(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/cyber/20240423.html>)。

- 経営層においては、この自己点検票を活用して、体制、人員・予算、人材育成を含めて、自組織のサイバーセキュリティの状況を確認した上で、その改善を主導していただきたい。自己評価結果は集計した上で還元する予定。

16. 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026 年度)」 について

- 4月17日、マネロン等対策に関する政府の新たな行動計画が策定、財務省ウェブサイトにおいて公表された。
- 新たな行動計画は、今後3年間の政府及び金融機関等が実施すべき取組みを

取りまとめたものであり、金融業態においても、官民一体で、リスクベースアプローチに基づきマネロン等対策の強化・高度化を着実に進めていく必要がある。

- これまでの計画では期限を定めて基礎的な態勢整備を主に対応いただいていたところ、先ほど申し上げたとおり、今後は態勢の実効性を高めていくとともに、金融犯罪の巧妙化をはじめとするリスク環境の変化にも対応できるよう取り組んでいただきたい。

17. Japan Fintech Week 2024 開催報告について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、3月4日～8日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2024」を初開催した。
- 自治体や業界団体、大使館等と連携し、40 を超えるフィンテック関連イベントが集中的に開催されたことで、地方や海外を含め多くの方が Japan Fintech Week 2024 に参加し、多面的な議論とネットワーキングが行われた。
- また、中核イベントとして開催した FIN/SUM 2024 も、Japan Fintech Week 2024 との同時開催の効果もあって、過去最大規模の参加者数になった。
- FIN/SUM や民間事業者主催のインシュアテックイベントでは、組込型保険 (Embedded Insurance)、生成 AI、プロテクションギャップなど、昨今のトレンドとなっているテーマについてパネルやラウンドテーブルで議論を行った。ネットワーキングも実施し、様々なステークホルダー間の連携強化の機会となったのではないかと思う。
- 皆様には FIN/SUM 2024 をはじめとして、多くのイベントへの参加やご支援をいただいたと伺っている。初開催にもかかわらず「Japan Fintech Week 2024」が充実したものとすることができ、ご協力に感謝申し上げます。
- 来年も、3月3日～7日をコアウィークとして「Japan Fintech Week 2025」を、うち4日～7日に「FIN/SUM 2025」を開催予定。
- 皆様のビジネス機会の更なる拡大や課題解決に資するようなイベントに育てていければと思っており、今年以上に連携を強化させて頂ければ幸い。

18. Japan Weeks 2024 について

- 国際金融センターや資産運用立国の実現に向けた取組みの一環として2024年秋に開催する「Japan Weeks」について、先月、特設サイトを開設した。
- 特設サイトは今後更新していくので、皆様におかれてはぜひご注目いただきたい。また、Japan Weeks 中にイベント開催を予定している方におかれては、総合政策課に随時情報をお寄せいただきたい。

(参考) Japan Weeks 2024 特設サイト URL

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2024/>

19. 資産運用フォーラムについて

- 2023年末公表した「資産運用立国実現プラン」の施策を、内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるため、内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、Japan Weeks 中の10月3日に立ち上げる予定。
- それに向けて、先日、「資産運用フォーラム」やその立ち上げイベントの概要が公表され、会員募集が開始された。国内外の金商業者や機関投資家が中心となる組織であるところ、ぜひご注目いただきたい。詳細は、総合政策課や、資産運用フォーラムの事務局となるブルームバーグ社までご連絡いただきたい。

(参考) 資産運用フォーラム特設サイト URL : <https://amforum.jp/>

20. アセットオーナー・プリンシプル

- 6月3日にプリンシプル案の最終案を内閣官房の作業部会にて決定し、今月中にパブコメに付す予定。本プリンシプルは幅広い適用が想定され、その中には中小の企業年金や大学法人も含まれる。
- 生保の皆様はアセットオーナーであるとともに、アセットオーナーから業務の委託を受ける立場でもある。こうした重要な立場の生保の皆様には、今後、最終化されるプリンシプルの普及・実行に是非ご協力をお願い

したい。

- ① まず、ご自身の運用について、プリンシプルの適用の可否をご検討いただきたい。なお、政府は別途、公的アセットオーナーに対して、プリンシプルの最終化後、速やかにプリンシプルの受入れと、運用力向上に向けた取組方針を発表し、他の中小のアセットオーナーの参考となるよう求めている。
 - ② これらの中小のアセットオーナーの方にとって、同プリンシプルを実行しようとしても、運用に関する専門的知見や、現状の体制等が十分でないケースもあり得る。皆様が業務委託を受けている先等の他のアセットオーナーの方々へのプリンシプル周知にご協力いただくとともに、その適用に関する取組みをサポートしていただきたい。
- もし、必要であれば、協会の皆様に対して事務的に内容の説明等を行う用意があるので、内閣官房、金融庁までお問い合わせいただきたい。

(以上)